

ほっとルーム通信 第9号

2023年5月発行



©シンエイ/西東京市

★あなたが読み終わったら、お家の人にも読んでもらってくださいね★

「西東京市子ども条例・子ども相談室 ほっとルームアンケート」結果発表！

今年（ことし）の1月、市立中学校1年生（今の中学校2年生）のみなさんに「西東京市子ども条例・子ども相談室 ほっとルームアンケート」の協力をお願いしました。今回はその結果の一部をしょうかいします！

「ほっとルームを知ったきっかけ」

とっぷ
TOP3

2
三つ折り
リーフレット



1

先生から聞いた



3

ほっとルームでは毎年、市内の小・中学生へ相談
びあーかーどや三つ折りリーフレット、ほっとルーム
つうしん通信などを配布しています。それを見てほっとルーム
を知ってくれた人が少しずつ増えています。

ほっとルームを知ったきっかけ第1位から第3位は
左のランキングのとおりです。

ほっとルームはカードだけではなく、
内容がわかるリーフレットから知ったり、
先生に教えてもらった人も多いみたいだね。



ところで、ほっとルームはどんなことでも相談できる場所だけど、どれくらいの方が
ほっとルームに相談してみたいと思っているのかな？このことも聞いてみたよ。

「相談してみたい」

・してもよい

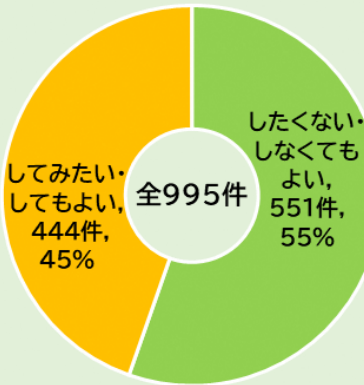
と答えた人は**45%**！

理由としては、「相談しやすい
う」、「秘密を守ってくれる」とい
う声が多くありました。他にも
「解決してくれそう」、「身近な人
には相談しづらい」と思う人もい
ました。

Q

ほっとルームに

相談してみたいですか？



「相談したくない」

・しなくてもよい

と答えた人は**55%**！

理由としては、「他に相談する人が
いる」、「相談するほどのなやみだと
おも思わない」という声が多くありまし
た。他にも「知らない人だから」、「話
しづらい・はずかしい、こわい」と
思う人もいました。

次のページは、いざというときに力になってくれる心強い味方「CPT」のしょうかいと
CPTが小学校で授業をした様子がのっているよ。

※CPTは、子どもの権利擁護委員の愛称 (children protect teamの略) です。



みなさんとCPTがいっしょに学ぶ出張授業

子どもの権利や子どもの権利条約、西東京市子ども条例について理解してもらえるように、西東京市子ども条例の学習教材が配布されている小学校6年生を中心に授業をしています。また、5年生や児童会・生徒会、中学校、道徳授業地区公開講座などでも授業をしました。



4種類の授業があります。

- 西東京市子ども条例って何？
- 子どもの権利って何？
- いじめを防ぐには
- 多様性と個性の尊重
- 今回は、授業を少ししようかします！



毎年、出張授業に行ける学校を増やして、昨年度は、ついにすべての小学校に行くことができました！

POINT! 西東京市子ども条例って何？

条例とは、西東京市のみなさんのための約束です。子ども条例の前文には、子どもの権利を守るために14個の約束が書いてあります。その約束をカルタにしたものを使い、分類しながら内容を理解する授業です。



ひまつ予防のパーテーション↑を活用して分類している様子

POINT! 条例をつくってみよう！

- 図書館いろいろ条例 (交流の場)
- 西東京市の図書館にいろいろな本(マンガも)を置き、来てもらう人を増やし、市民の交流を増やす。
- つきいちこうりゅうじょうれい 月一交流条例
- 月に一回は広い場所に集まってきずなを深めよう。年代関係なし。自然災害のときにこの条例で協力できるんじゃないかと思った。

POINT! いじめを防ぐために、何ができるでしょうか。

『わたしのせいじゃない—せきにんについて—』を題材に、タブレットを使ってたくさんの意見をまとめていく授業もあります。

泣いている子はどんな気持ちでしょうか？

叩かれたのに誰も助けてくれない	面白くないからいじめられるかな	怖いから叫べない	勇気を出してやめなよって言う
先生に言いつけならもっとういじめられるから言えない	男の子は泣いちゃだめなの？	周回の人はいじめを止めてあげて	先生とがに相談してあげる
誰か助けてほしい	目かゴロンとすると駄目なの？	なんでいじめられるんだろう？	一人ぼっちで悲しい
なんで誰もやめなよって言わないの？	僕だって叩かれたら先生に言いたくないよ	いじめでほしい	助けてと言っているのがわからない
		いじめを聞いてあげる	自分もみんなについていきたい

※原文のまま

POINT! 授業を受けた感想

- 一人ひとりの感想を大切にしています。
- 日本には、自分が思ったよりたくさんの子どもの権利があることが分かった。他にも権利はないか知りたくなった。様々な権利を分かりやすく楽しく学ぶことができた。
- やっぱりいじめは絶対にやってはいけないなと思いました。いじめをやった人以外にも見た人、見ないふりをしている人もいじめに入ってしまうということがわかりました。 などなど

いこいなが聞いてみた CPTが今年の夏にしたいことってなあに？

- CPTの木村さん

中学校の卒業式の後、1か月ほど毎日自転車で乗って千葉から奈良まで旅行したことが忘れられません。いつかまたぼう険の旅に出たいです。
- CPTの井利さん

暑い夏が苦手な私は、すずしいところでのんびり過ごしたいです！高原とか…。そこで見たいアニメとかをゆっくり見たり、散歩して花々と会話したり、なんていいかな。
- CPTの谷川さん

快適な温度に調節した部屋で、アラームをかけずに、自然に目が覚めるまで、ずっとねていたいです。夏は暑くてつかれるからすいみんが重要です。夏に限らずねることが何よりも好きです。

ちょこっとコラム “こども家庭庁”ってどんなところ？

1989年、国連で「子どもの権利条約」が採択され、1994年、日本はこれを批准しました。2022年、「こども基本法」と「こども家庭庁設置法」が制定され、今年4月に「こども家庭庁」が発足しました。「こども基本法」は、「子どもの権利条約」の精神を尊重し、全ての子ども一人ひとりが等しく人権を持った主体として尊重されることが明記されています。これは、子どもの意見が大切に受け止められ、子どもにとって最も良いことを一番に考えることです。どんなことでも発信していいし、うまく言えない時には、大人はじっくり気持ちを受け止めます。そのことを保障していくところが「こども家庭庁」です。子どもを社会の中心において、子どもの権利と尊厳を大事にすること、私たちはそのことに関心をもっていきたいですね。

※ 批准: 条約をみとめて実行します、という国の最終の確認、同意のつづき。
 (引用Webサイト) 公益財団法人日本ユニセフ協会「子どもと先生の広場」<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>



原則18歳未満の子どものことなら、だれでも相談できるよ。名前を言わなくても、お話をするだけでも大丈夫。まずは、連らくしてみませんか？



西東京市子ども相談室

ほっとルーム

CPT (children protect team) ~子どもの笑顔を守るため

学校

家

その他場所

つらい時、困った時、
どうしたらいいのかわからない時...



電話・メール・手紙・FAX・会うの方法で

相談する

ほっとルームでは

相談の秘密は守ります。

勝手に伝えることはないので
安心して下さいね。

あなたの気持ちを一番に、
お話を聴きます。

調べます

一緒に考えます

気持ちや意見を伝えます

あなたの希望にそって
関係する人にお話を
聞くこともできます。

いいなと思える方法を
一緒に考えます。

気持ちを代わりに伝えたり、
改善を求める意見を言ったり
することもできます。

くわしい流れ
はこちらから!

また相談したいことが出てきたら、
連らくしてね。

安心してよ。
もう大丈夫!



相談時間

平日 午後2時～午後8時
土曜日 午前10時～午後4時
日曜・祝日・年末年始は休み

フリーダイヤル クイック なやみなし
0120-9109-77

電話

相談は無料です。(電話代はかかりません。)

携帯・公衆電話からも無料でかけられます。

メール

こちらからいつでも
送信できます。→



FAX

042-439-6646

手紙

〒202-0005

西東京市住吉町6-15-6

住吉会館ルピナス2階

子ども相談室 ほっとルーム 宛

